

# 大阪府立羽曳野支援学校PTA規約

大阪府立羽曳野支援学校PTA

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 この会は、大阪府立羽曳野支援学校PTAと称する。
- 第2条 この会は、事務所を大阪府立羽曳野支援学校内に置く。

## 第2章 目的及び活動

- 第3条 この会は、保護者と大阪府立羽曳野支援学校職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童・生徒のより良い成長をはかることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。
- 1、良い保護者、良い職員となるよう努める。
  - 2、家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・生徒の理解を深める。
  - 3、児童・生徒の生活環境を良くする。
  - 4、その他、本会の目的達成に必要な諸事業を行なう。

## 第3章 方針

- 第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
- 1、この会は学校の教育活動を支援するが、学校における管理や人事に直接干渉しない。
  - 2、児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
  - 3、この会は自主独立の団体であって、他のいかなる団体からも統制干渉を受けない。
  - 4、特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
  - 5、この会の名前で公私の選挙の推薦はしない。

## 第4章 会員

- 第6条 この会員となることのできる者は、次のとおりとする。
- 1、大阪府立羽曳野支援学校に在学する児童・生徒の保護者
  - 2、大阪府立羽曳野支援学校に勤務する職員
- 第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。
- 会費は1口200円（月額）とし、月毎に納めることも、1年分、半年分を1度に前納することもできる。ただし生活保護を受給されている方については、この会費を免除することができる。
- 第8条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 経理

- 第9条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁される。
- 第10条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
- 第11条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第13条 この会の役員は次のとおりとする。

会長	1名
書記	1名（職員でも可）
会計	1名（職員でも可）
会計監査	1名（職員でも可）

第14条 この会の役員の任期は、次のとおりとする。

- 1、役員の任期は1年とする。ただし役員の児童、生徒が転出した場合その学期の終了までを任期とする。
- 2、再任は妨げない。

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1、会長はこの会を代表し、会務を司り、総会、集会、運営委員会を招集する。
- 2、書記は記録を司り、総会、集会、運営委員会の議事並びにこの会の重要事項を記録する。
- 3、会計は会の経費の集計を司り、総会が決定した予算にもとづいて一切の会計事務を処理し、翌年の総会に会計監査委員の監査を経て決算の報告をする。
- 4、会計監査は会計事務の一切を監査する。

第16条 役員の選出は次の方法で行なう。

- 1、役員の候補者を選出するために、指名委員会を設ける。
  - ① 指名委員会の構成は次のとおりとする。

前年度の役員
- 2、役員は指名委員会で指名された候補者が、総会で承認されて決定する。
- 3、年度途中に役員に欠員が生じた時は、役員の中から代理を立て実務を引き継ぐ。

## 第7章 総会

第17条 総会は全会員を持って構成され、この会の最高決定機関である。

第18条 総会は定期総会及び臨時総会とし、書面での議決とする。

第19条 総会は、会員の現在数の3分の1以上の議決権行使書の提出がなければ、議決することができない。

第20条 総会の議事は、議決権行使書での過半数の賛成をもって議決とする。

第21条 次の事柄は、必ず総会で承認を得なければならない。

- 1、年度当初の役員の承認
- 2、事業計画並びに予算の審議
- 3、決算の承認
- 4、寄付及び募金行為の承認
- 5、規約の改正
- 6、その他の重要事項

## 第8章 運営委員会

第22条 運営委員会は、この会の役員、本校、各分教室のPTA担当職員、学校長、教頭により構成される。

第23条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

- 1、総会に提出する議案、報告等の整理、審議
- 2、各種事業計画の立案審議
- 3、その他、この活動に関する一切の事務を処理する

## 第9章 慶 弔

第24条 会員（保護者）及び児童・生徒死亡の場合は次のとおりとする。

- 1、保護者の場合 供花 1基
- 2、児童・生徒本人の場合 供花 1基

第25条 会員（職員）の場合は次のとおりとする。

- 1、職員の死亡 供花 1基

第26条 その他特別の場合については、その都度運営委員会で審議する。

## 第10章 改 正

第27条 この規約は総会において会員数の過半数の賛成がなければ改正することができない。

### 附則

- 1 この規約は、平成26年5月25日から適用する。
- 2 この規約は、平成28年5月28日から適用する。
- 3 この規約は、令和3年6月25日から適用する。
- 4 この規約は、令和6年6月25日から適用する。